

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年5月1日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う本市の財政及び地域経済への影響を勘案し、令和3年3月31日までに限り、市長、副市長及び教育長の給与を減額するため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（令和2年5月1日から令和3年3月31日までに市長、副市長及び教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置）

22 第2条第1号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に市長に支給する給料の月額（第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条第1号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。

23 第2条第2号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に副市長に支給する給料の月額（第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

24 第2条第3号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に教育長に支給する給料の月額（第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条第3号に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-21 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和3年3月31日までに市長、副市長及び教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p><u>22 第2条第1号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第1号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p><u>23 第2条第2号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p><u>24 第2条第3号の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に教育長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条第3号に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1-21 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。